

福岡県事例発表資料

**平成21年度都道府県・政令指定都市
犯罪被害者等施策主管課室長会議**

福岡犯罪被害者総合サポートセンター開設について

1 センターの概略

- 開設月日 ～ 平成20年5月7日
- 事業主体 ～ 福岡県・福岡市・北九州市の3団体が共同
- 運営主体 ～ NPO法人福岡犯罪被害者支援センター
- 事業内容 ～ ①電話相談(週5日) ②面接相談・カウンセリング
③支援制度・専門機関の紹介 ④付添支援
- 相談体制 ～ 臨床心理士、弁護士、医師、警察OB等の相談員が対応

2 設置に向けた検討

(1) 運営方法

- 福岡県では委託方式を採用

【理由】

- ① 専門的な知識と支援実績を有するNPOとの協働により、スムーズな対応が可能
- ② NPOとの協働方式を採用
 - ・ 行政側のメリット ～ NPOの蓄積された経験と知識が活用できる
 - ・ NPO側のメリット ～ 支援体制の充実、早期援助団体の指定要件の充足
- ③ デメリットの解消施策
 - ・ 行政内部の理解促進 → 犯罪被害者支援に係る指針の策定
 - ・ 職員の養成 → 市町村担当者向けの研修会の開催や手引きの作成

【直営・委託のメリット、デメリット】

	直営の場合	委託の場合
メリット	<ul style="list-style-type: none">・ 開設の必要費用が安い・ 開設が比較的容易である	<ul style="list-style-type: none">・ 委託先のノウハウや経験が活用できる・ 支援に精通した人材による対応が可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・ 対応職員の養成に時間がかかる・ いわゆる案内所になる可能性がある・ 専門的な人材登用には財政的措置が必要	<ul style="list-style-type: none">・ 開設の必要費用が高い・ 行政内部の理解や職員の養成が進まない

(2) 福岡市・北九州市との共同設置

- 支援内容の共通性
県と福岡市・北九州市は、相談や各種付き添いなどの支援内容は基本的に共通である。
- 共同設置によるメリットが大きい
 - ・ コスト面のメリット(相談員の人件費等を分担して負担)
 - ・ 相談窓口の一本化のメリット(周知が図りやすい。利用者の利便性が高い)

3 設置に向けた作業

(1) 設置に向けた検討会の実施

担当者レベルによる検討会の開催

- ・ 県、福岡市・北九州市及び警察本部の犯罪被害者支援担当者
- ・ NPO法人福岡犯罪被害者支援センターの担当者

による総合窓口設置に向けた会議の実施

※ 検討段階から委託予定団体を交えて検討会を開催

(2) 運営に関する調整

- ・ 窓口開設の曜日・時間
- ・ 面接相談の場所(福岡市・北九州市)
- ・ 経費負担の割合
- ・ 警察本部の相談窓口(ミズ・リリーフ・ライン)との整理

等について調整

(3) 予算折衝

県、政令市それぞれによる予算獲得

(4) 委託契約等

- ・ 契約に向けた準備(契約書作成、予算の積算内容の見直し)
- ・ 委託団体の相談体制の確認(相談員のローテーション等)
- ・ 関係機関との連携体制の確認(連絡先、連携強化のための方策等)

4 設置後の作業

(1) 広報啓発活動

知事定例記者会見やホームページ掲載による広報啓発活動

(2) 開設記念市民公開フォーラムの開催

- ・ 開催日:平成20年5月17日(土) 10:00 ~ 13:00 (3時間)
- ・ 開催場所:福岡市内の大学
- ・ 内容:挨拶・基調講演・パネルディスカッション

5 今後の課題

- 委託NPO法人の人的・財政的基盤の強化
- 国、県、市町村、警察及び支援団体などの関係機関・団体の連携の強化

福岡犯罪被害者総合サポートセンターの業務

